

さいたま市 道路特定事業計画

令和5年3月 改定

さいたま市

目 次

第1章 はじめに	1
1 さいたま市道路特定事業計画とは	1
2 道路特定事業計画の位置づけ	1
3 対象地区	2
4 バリアフリー経路について	3
第2章 計画の方針	4
1 整備基準	4
2 整備項目	4
3 整備目標時期	5
4 整備優先順位の考え方	5
5 他の事業者等との連携	5
6 計画策定から整備までの流れ	6
第3章 道路特定事業計画	7
1 道路特定事業計画で定める項目	7
2 重点整備地区別道路特定事業計画	7
2.1 大宮地区	8
2.2 北浦和地区	10
2.3 浦和地区	12
2.4 さいたま新都心・北与野地区	14
2.5 武蔵浦和地区	16
2.6 岩槻地区	18

第1章 はじめに

1 さいたま市道路特定事業計画とは

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）第31条に基づき、さいたま市バリアフリー基本構想（以下、「基本構想」という。）を上位計画として、道路や駅前広場などの生活関連経路に関するバリアフリー化を推進するために定めている計画です。

本計画では、基本構想の中で重点整備地区として区域設定された6地区を対象に、地区内のバリアフリー経路毎に実施すべき内容及び実施予定期間を明確にし、道路特定事業を推進しています。

令和4年3月に、基本構想が改定され、主に生活関連施設の新設・移転などに伴う新規経路の追加や計画期間の更新等を受け、本計画についても整合を図るため改定を行いました。

2 道路特定事業計画の位置づけ

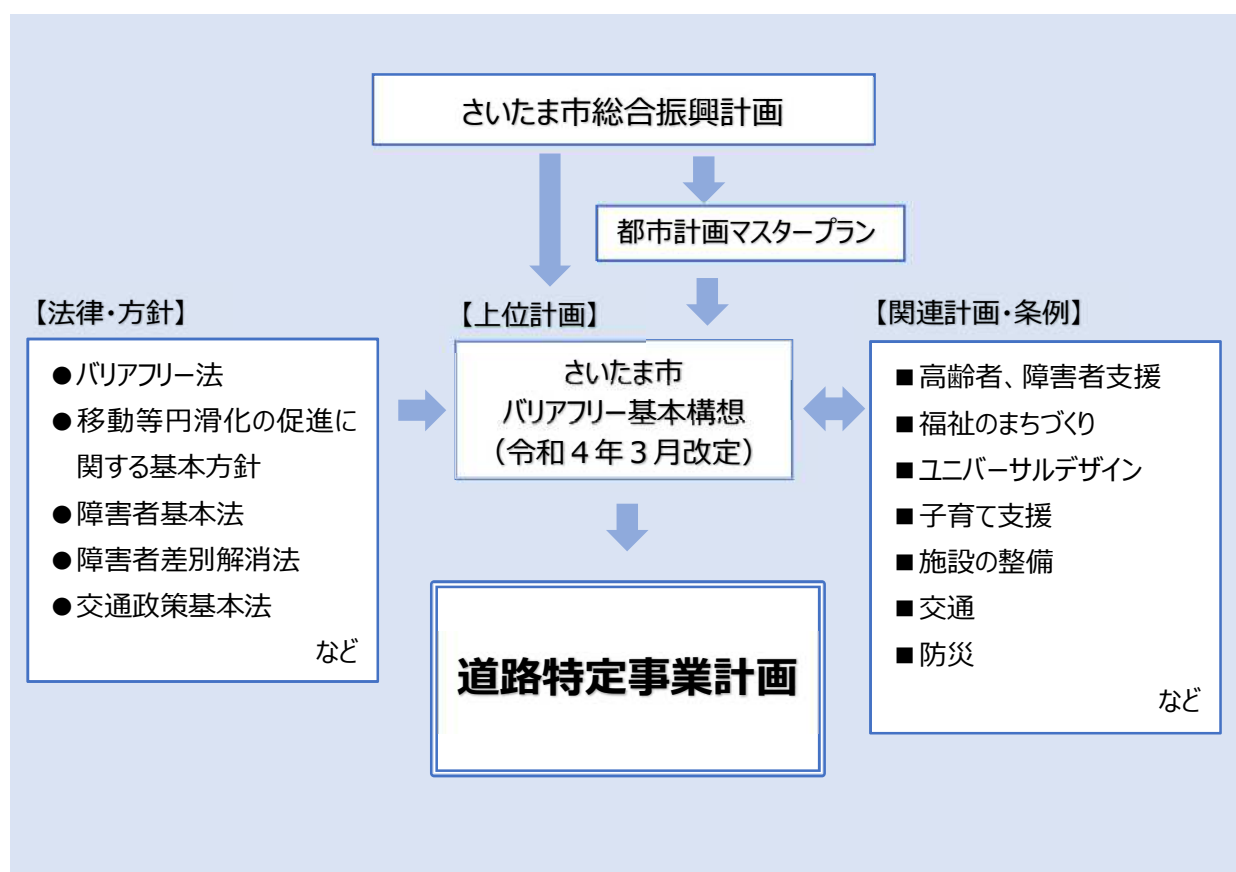


図 1-1 道路特定事業計画の位置づけ

3 対象地区

基本構想では、市内の全 31 駅を対象に「鉄道駅の乗降客数」や「高齢者人口」、「主要な施設の立地状況」等を指標として、バリアフリー化の整備優先順位を定め、重点整備地区と推進地区を設定しています。

本計画では、このうち重点整備地区を対象として具体の事業計画を定めています。

表 1-1 重点整備地区と推進地区

区分	駅名
重点整備地区 7 駅 6 地区	大宮駅、北浦和駅、浦和駅、さいたま新都心駅・北与野駅、武蔵浦和駅、岩槻駅
推進地区 24 駅 25 地区	与野駅、与野本町駅、南与野駅、中浦和駅、指扇駅、日進駅、宮原駅、東大宮駅、土呂駅、西浦和駅、南浦和駅、東浦和駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、東岩槻駅、鉄道博物館駅（大成）、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅、浦和美園駅、西大宮駅、岩槻城址公園・岩槻文化公園

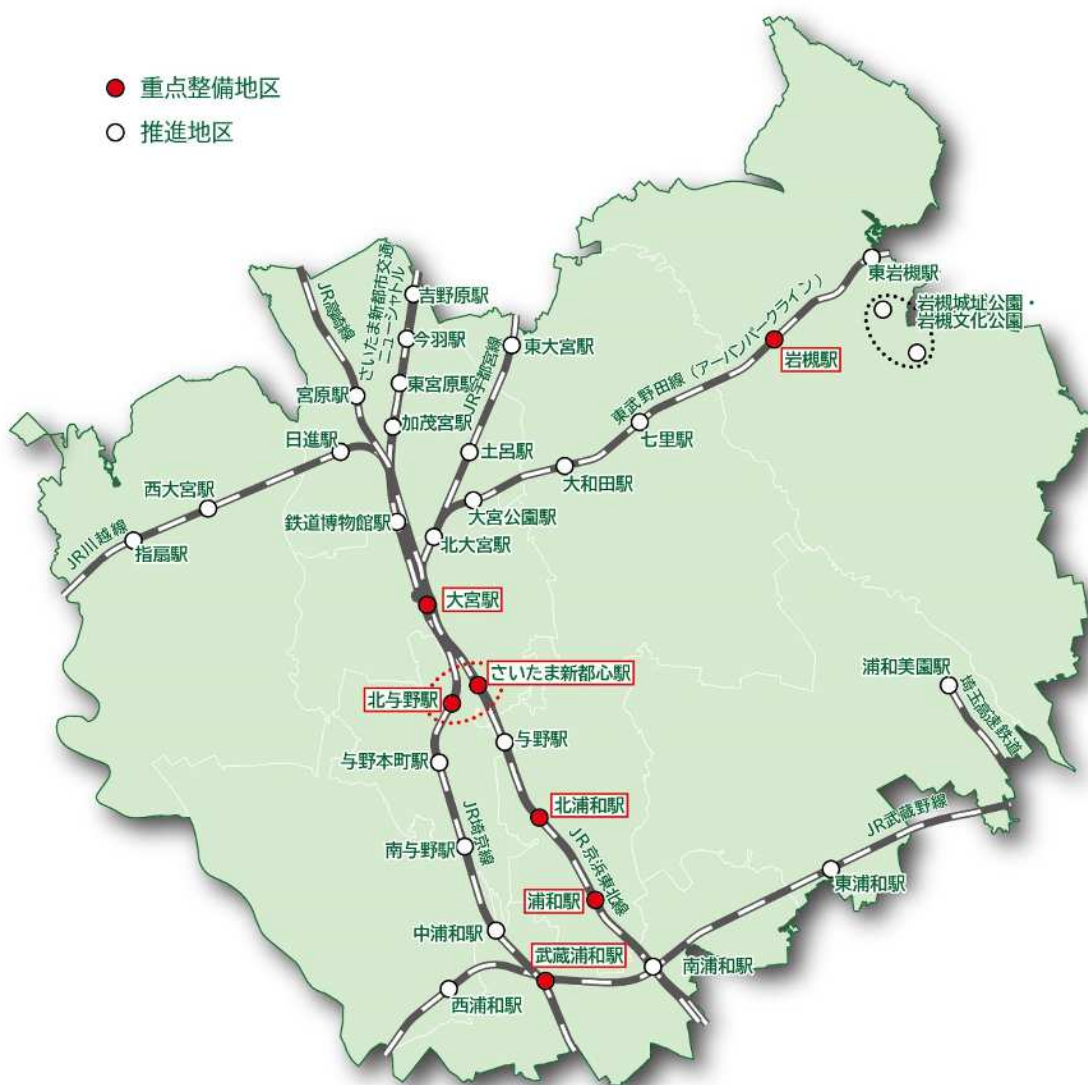


図 1-2 重点整備地区と推進地区

4 バリアフリー経路について

基本構想では、バリアフリー化を推進する経路として「バリアフリー経路」を設定しています。バリアフリー経路は、歩行者の主要な動線や鉄道駅・バスターミナルと主要施設、主要施設間を結ぶ主要な経路を基本として、道路をはじめ、駅前広場や自由通路等が位置づけられており、「バリアフリー主要経路」（以下、主要経路）と「バリアフリー補完経路」（同、補完経路）の2種類を設定しています。

主要経路は、バリアフリー法に基づく「生活関連経路」であり、バリアフリー経路の骨格を形成する経路として、生活関連施設を結び、歩道や通路等の幅員として1.5m以上を確保できる路線を設定しています。生活関連施設とは、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設で、駅を中心とした徒歩圏（駅から概ね500～1,000m）に立地している施設です。

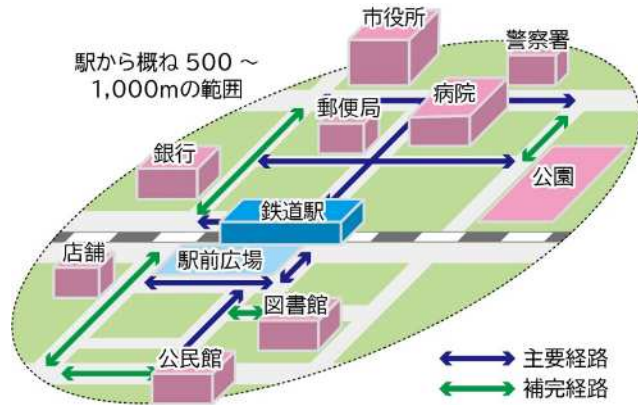


図 1-3 バリアフリー経路の設定イメージ

補完経路は、当面、歩道や通路として基準を満たす十分な幅員の確保が困難ではあるものの、主要経路と一体となったバリアフリーネットワークを形成する経路として、可能な限り基準等に沿った整備に取り組む路線として設定しています。

表 1-2 バリアフリー経路の種別と整備方針

バリアフリー経路の種別	経路の考え方・整備方針
バリアフリー主要経路 (生活関連経路)	バリアフリー経路の骨格軸となり、歩道や通路等の幅員の確保（1.5m以上）が可能な路線 ⇒原則として、令和7年度までにバリアフリー法に基づく基準等に沿って事業を実施する（道路特定事業・その他の事業を設定）
バリアフリー補完経路	バリアフリーネットワークを補完する路線や、当面十分な幅員の確保が困難な路線 ⇒令和7年度までに可能な限りバリアフリー法に基づく基準等に沿った整備に取り組む（その他の事業を設定）

なお、バリアフリー経路のうち、本計画の対象経路（道路管理者が管理している経路）は以下の通りです。

表 1-3 道路特定事業計画の対象経路

	バリアフリー経路		道路特定事業計画対象経路	
	主要経路	補完経路	主要経路	補完経路
大宮地区	17 経路	6 経路	16 経路	6 経路
北浦和地区	10 経路	8 経路	8 経路	8 経路
浦和地区	11 経路	8 経路	9 経路	8 経路
さいたま新都心・北与野地区	11 経路	4 経路	10 経路	4 経路
武蔵浦和地区	8 経路	3 経路	7 経路	3 経路
岩槻地区	6 経路	3 経路	6 経路	3 経路

第2章 計画の方針

1 整備基準

道路特定事業の実施に当たっては、「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」（以下、道路移動等円滑化基準）および「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」、「さいたま市移動等円滑化のために必要な道路の構造上の基準に関する条例」（同、さいたま市移動等円滑化基準）等に基づき整備を行います。

表 2-1 道路特定事業の実施に関する基準・条例・ガイドライン等

基準	
移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令	国土交通省 改正令和 3 年 3 月 30 日
条例	
さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例	平成 16 年 3 月 26 日 改正平成 17 年 3 月 25 日
さいたま市移動等円滑化のために必要な道路の構造上の基準に関する条例	平成 24 年 12 月 27 日
ガイドライン	
道路の移動等円滑化に関するガイドライン	国土交通省道路局 令和 4 年 6 月

2 整備項目

本計画における具体の整備項目は、以下に示すとおりです。

表 2-2 道路特定事業計画の整備項目

整備項目		備考
歩行空間の確保	歩行空間の創出	歩道新設、路側のカラー舗装等
	歩行空間の拡充	歩道拡幅
歩道一般部の 全面改修	横断勾配の改善	
	舗装の改良	
	有効幅員の確保	占有物等の移設・撤去
視覚障害者誘導用ブロックの新設		
視覚障害者誘導用ブロックの改善		
歩道の部分改修	横断歩道接続部の改修	
	車両乗入れ部の改修	
	バス停留所のバリアフリー化	視覚障害者誘導用ブロックの敷設
駅前広場乗降場の バリアフリー化	バス乗降場	
	タクシー乗降場	
	障害者用停車施設	
その他		

3 整備目標時期

基本構想では、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（以下、国の基本方針）の目標年度と同様に、令和7年度を目標としています。

これまでの国の基本方針では、告示から概ね10年後を目標年度としていましたが、新型コロナウイルス感染症による影響への対応や、バリアフリー法に基づく基本構想等の評価期間等を踏まえ、時代の変化により早く対応するため、10年間とされてきた目標期間を短縮して、概ね5年間で新たな目標期間として決めました。

このため、本計画においても、令和7年度までを短期の整備目標とするとともに、令和8年度以降を長期の整備目標として設定しています。

表 2-3 整備目標時期

整備目標	整備時期
短期	令和7年度までに実施
長期	令和8年度以降

4 整備優先順位の考え方

バリアフリー化の整備優先順位は、バリアフリー経路の骨格となる主要経路を主とし、鉄道駅からの距離及びその経路を利用してアクセスする生活関連施設の数、利用ニーズ等を考慮して順次整備していきます。

なお、個別事業（道路の大規模修繕や無電柱化事業等）の実施が予定されている経路については、一体的に整備することが望ましいことから、事業の進捗状況に応じて整備時期を検討していきます。

5 他の事業者等との連携

道路特定事業の推進にあたっては、関連する道路の事業内容と整合を図るとともに、国土交通省や埼玉県公安委員会、沿道施設管理者等と連携し一体的な整備となるように留意する必要があります。

また、具体の整備内容を検討するにあたっては、沿道の民地の高さや施設への車両の乗り入れ箇所、バス停留所の有無等に配慮したものとします。

6 計画策定から整備までの流れ

本計画の策定から、特定事業の実施までの流れは以下に示すとおりです。

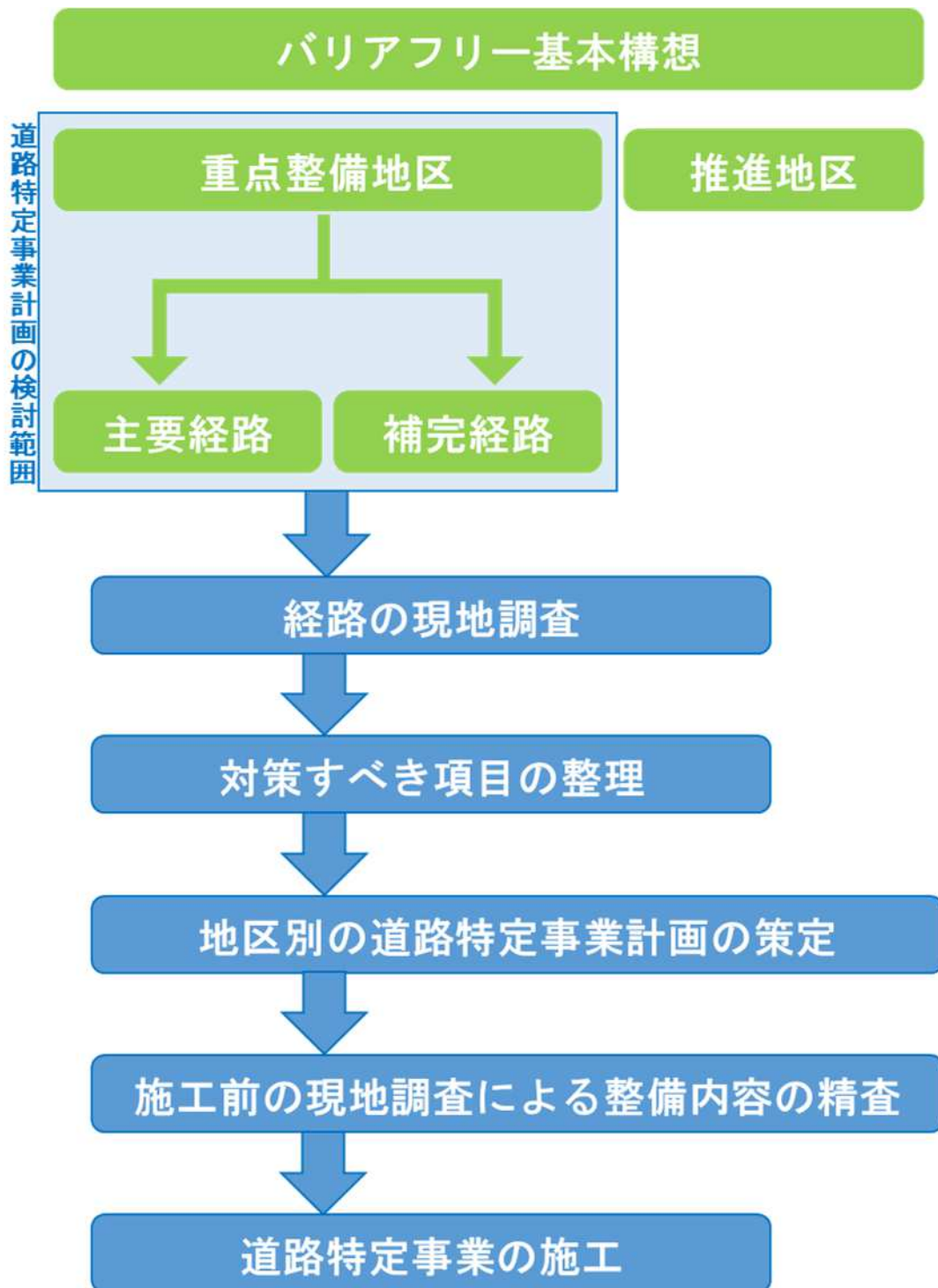


図 2-1 道路特定事業計画の整備フロー

第3章 道路特定事業計画

1 道路特定事業計画で定める項目

本計画は、バリアフリー法に基づき、以下の項目を定めることとされています。

- ① 事業実施区間
- ② 事業内容・実施予定期間
- ③ その他事業実施に際し配慮すべき重要事項

バリアフリー法に示される特定事業計画で定める項目

(道路特定事業の実施)

第三十一条 (略)

3 道路特定事業計画においては、実施しようとする道路特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 道路特定事業を実施する道路の区間
- 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間
- 三 その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(以下略)

2 重点整備地区別道路特定事業計画

ここでは、各重点整備地区の道路特定事業計画を示します。

なお、道路特定事業の実施に際しては、特に下記の点に配慮して事業を実施します。

- ・各経路の実施すべき整備項目については、本計画策定以前の現地調査により確認した内容であり、今後、各経路を整備する際は、現場状況の変化や市街化の状況、地理的条件、市民ニーズ等を踏まえ内容を精査したうえで整備いたします。
- ・既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善については、現地の設置状況を確認の上、個別経路のバリアフリー整備に併せて一体的に実施します。

2. 1 大宮地区

大宮地区では、バリアフリー経路として、主要経路が17経路（うち、駅前広場2箇所）、補完経路が6経路、計23経路が位置づけられています。

このうち、大宮駅連絡通路（経路1）は、公共交通特定事業に基づき事業が実施されるため、本計画の対象となる経路は、主要経路が16経路（うち、駅前広場2箇所）、補完経路が6経路の計22経路になります。

表 3-1 大宮地区におけるバリアフリー経路の位置づけ

	主要経路 (うち駅前広場)	補完経路	合計
バリアフリー経路	17経路 (2箇所)	6経路	23経路
うち、本計画の対象経路	16経路 (2箇所)	6経路	22経路

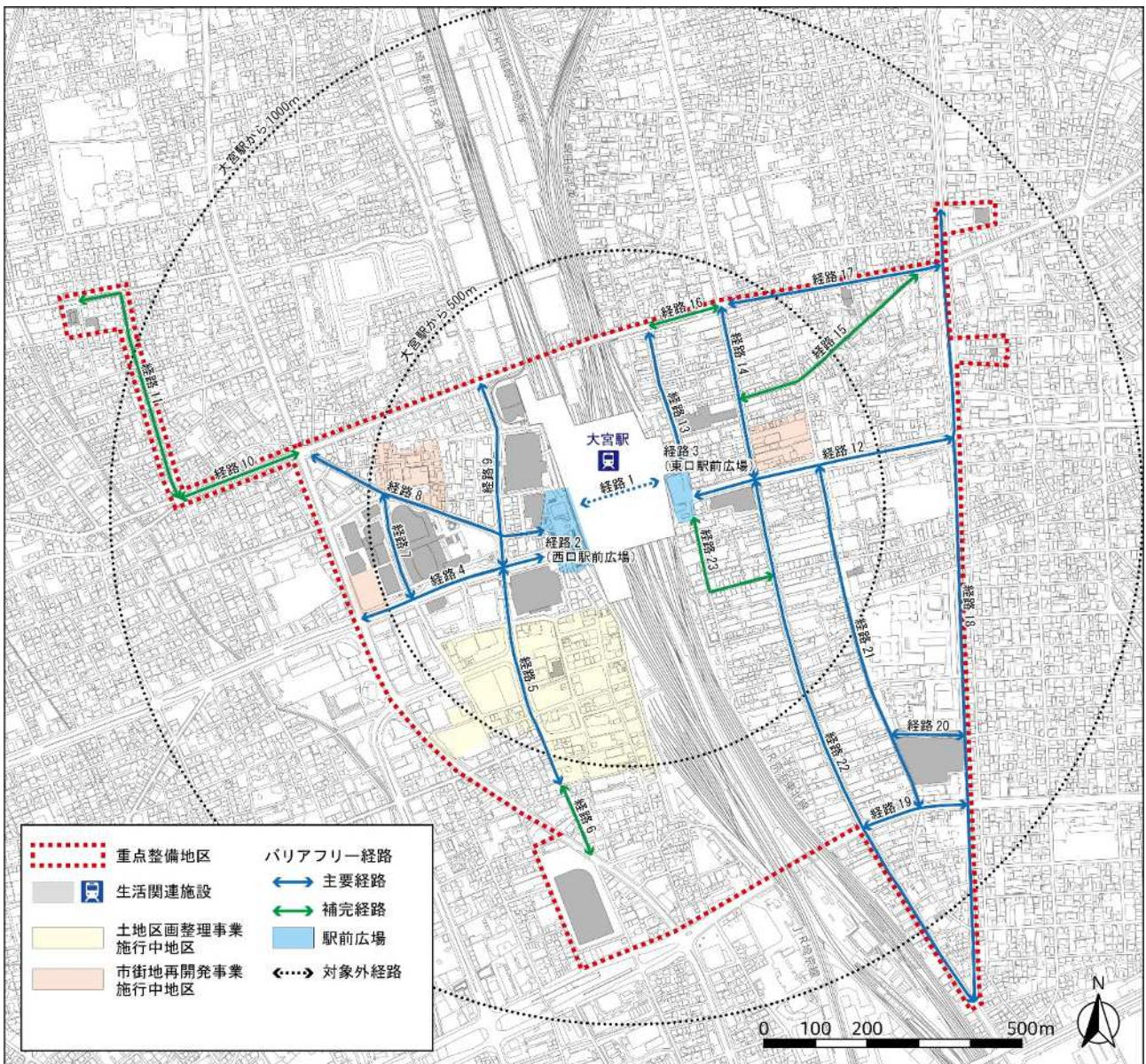


図 3-1 大宮地区におけるバリアフリー経路

大宮地区における道路特定事業の概要は、以下に示すとおりです。

表 3-2 大宮地区における道路特定事業の概要

経路番号	路線名称 【区間等】	経路種別		歩行空間の確保		歩道の全面改修			視覚障害者誘導用ブロックの新設	視覚障害者誘導用ブロックの改善	歩道の部分改修			駅前広場の乗降場のバリアフリー化			その他の事業	事業実施時期	注記	
		主要経路	補完経路	歩行空間の創出	歩行空間の拡充	横断勾配の改善	舗装の改良	有効幅員の確保			横断歩道接続部の改修	車両乗入れ部の改修	バス停留所のバリアフリー化	バス乗降場	タクシー乗降場	障害者用停車施設				
1	大宮駅連絡通路	●																-	※1	
2	西口駅前広場	●							○		○				○			○	短期	※2
3	東口駅前広場	●							○		○								長期	
4	三橋中央通線 (地上部・ペDESTリアンデッキ)	●								○	○	○	○						長期	
5	大宮そごう脇・上落合桜木線 【三橋中央通線～桜木町1丁目】	●		○					○		○	○							長期	
6	上落合桜木線 【上落合9丁目～国道17号線】		●	○					○										長期	
7	シーノソニック間	●					○				○	○							長期	
8	大成線	●							○		○	○							長期	
9	工機部前通線	●					○				○	○							短期	
10	さいたま春日部線 【桜木町】		●								○								短期	
11	盲人福祉センター裏		●	○	○				○										長期	
12	大宮中央通線	●					○		○		○	○	○						短期	
13	銀座通り	●					○				○	○							長期	
14	中山道北側 【さいたま春日部線～大宮中央通線】	●								○	○	○							長期	
15	一の宮通り		●		○			○	○										長期	※3
16	さいたま春日部線 【銀座通り～中山道】		●	○					○		○								長期	
17	さいたま春日部線 【中山道～氷川参道】	●					○				○	○							長期	
18	氷川参道	●							○		○								長期	
19	南大通線	●					○				○	○							長期	
20	市民会館前	●																	整備済	
21	氷川参道西通線	●																	整備済	
22	中山道南側 【大宮中央通線～一の鳥居】	●									○								長期	
23	南銀通り		●	○															長期	

※1 公共交通特定事業により関係事業者が特定事業を実施
 ※2 その他事業は、エレベーターの設置
 ※3 有効幅員の確保は、電柱等の移設・撤去による

2. 2 北浦和地区

北浦和地区では、バリアフリー経路として、主要経路が10経路（うち、駅前広場2箇所）、補完経路が8経路、計18経路が位置づけられています。

このうち、北浦和駅連絡通路（経路1）は、公共交通特定事業に基づき事業が実施されます。また、国道17号（経路8）は、国土交通省が管理する経路であるため、本計画の対象となる経路は、主要経路8経路（うち、駅前広場2箇所）、補完経路8経路の計16経路になります。

表 3-3 北浦和地区におけるバリアフリー経路の位置づけ

	主要経路 (うち駅前広場)	補完経路	合計
バリアフリー経路	10経路 (2箇所)	8経路	18経路
うち、本計画の対象経路	8経路 (2箇所)	8経路	16経路

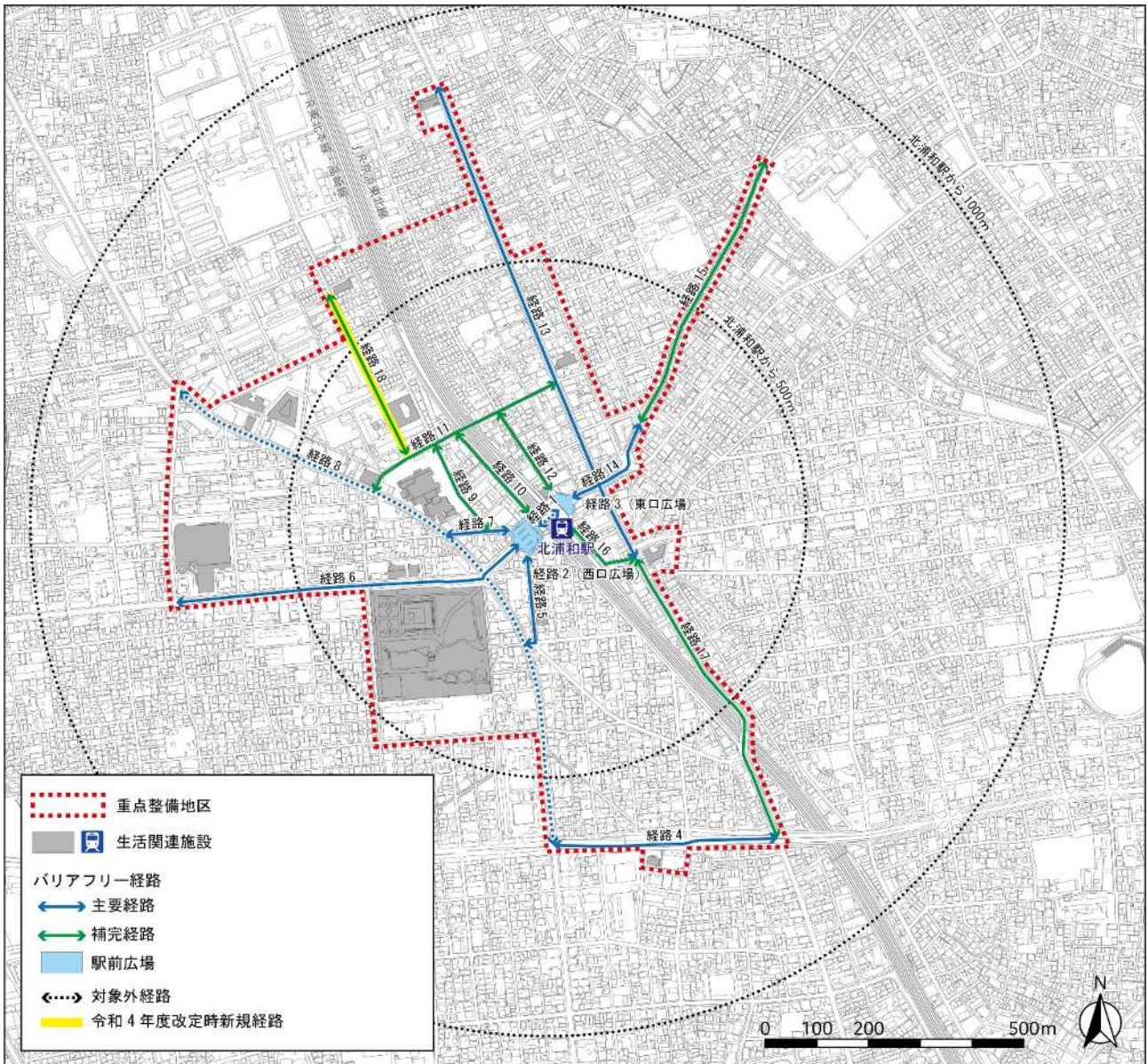


図 3-2 北浦和地区におけるバリアフリー経路

北浦和地区における道路特定事業の概要は、以下に示すとおりです。

表 3-4 北浦和地区における道路特定事業の概要

経路 番号	路線名称 【区間等】	経路 種別		歩行空間 の確保		歩道の 全面改修			視 覚 障 害 者 誘 導 用 ブ ロ ッ ク の 新 設	視 覚 障 害 者 誘 導 用 ブ ロ ッ ク の 改 善	歩道の 部分改修			駅前広場 乗降場の バリアフリー化			その 他 の 事 業	事業実施 時期	注記	
		主 要 経 路	補 完 経 路	歩 行 空 間 の 創 出	歩 行 空 間 の 拡 充	横 断 勾 配 の 改 善	舗 装 の 改 良	有 効 幅 員 の 確 保			横 断 歩 道 接 続 部 の 改 修	車 両 乗 入 れ 部 の 改 修	バ ス 停 留 所 の バ リ ア フ リ ー 化	バ ス 乗 降 場	タ ク シ ー 乗 降 場	障 害 者 用 停 車 施 設				
1	北浦和駅連絡通路	●																—	※1	
2	西口広場	●										○			○	○			短期	
3	東口広場	●										○			○	○			短期	
4	国道463号線	●						○			○	○							長期	
5	NTT前通り	●						○			○	○							長期	
6	埼大通り (北浦和西口下大久保線)	●			○		○				○	○	○						長期	
7	ハッピーロード	●						○			○	○							短期	
8	国道17号	●																	—	※2
9	埼玉社会保険病院東側通り		●	○						○									長期	
10	駅北側沿線道路		●	○						○									長期	
11	社会保険病院裏～寺前地下道～ 北浦和図書館		●	○						○									長期	
12	平和通り		●		○					○									長期	
13	中山道 【もとまちシティ以北】	●					○			○	○	○					○		長期	※3
14	浦高通り(北浦和東口領家線) 【東口広場～バスターミナル】	●			○	○					○	○	○						長期	
15	浦高通り(北浦和東口領家線) 【バスターミナル～浦和高校】		●		○	○				○	○								長期	
16	ホップ通り		●							○									長期	
17	中山道 【もとまちシティ以南】		●	○						○	○								長期	
18	市道E-9号線		●							○	○								長期	

※1 公共交通特定事業により関係事業者が特定事業を実施
 ※2 国土交通省が道路特定事業を実施
 ※3 その他の事業は、歩道橋階段部の有効幅員の確保

2. 3 浦和地区

浦和地区では、バリアフリー経路として、主要経路が12経路（うち、駅前広場2箇所）、補完経路が7経路、計19経路が位置づけられています。

このうち、自由通路（経路1）は、公共交通特定事業に基づき事業が実施されます。また、国道17号（経路13）は、国土交通省が管理する経路であるため、本計画の対象となる経路は、主要経路10経路（うち、駅前広場2箇所）、補完経路7経路の計17経路になります。

表 3-5 浦和地区におけるバリアフリー経路の位置づけ

	主要経路 (うち駅前広場)	補完経路	合計
バリアフリー経路	12経路 (2箇所)	7経路	19経路
うち、本計画の対象経路	9経路 (2箇所)	8経路	17経路

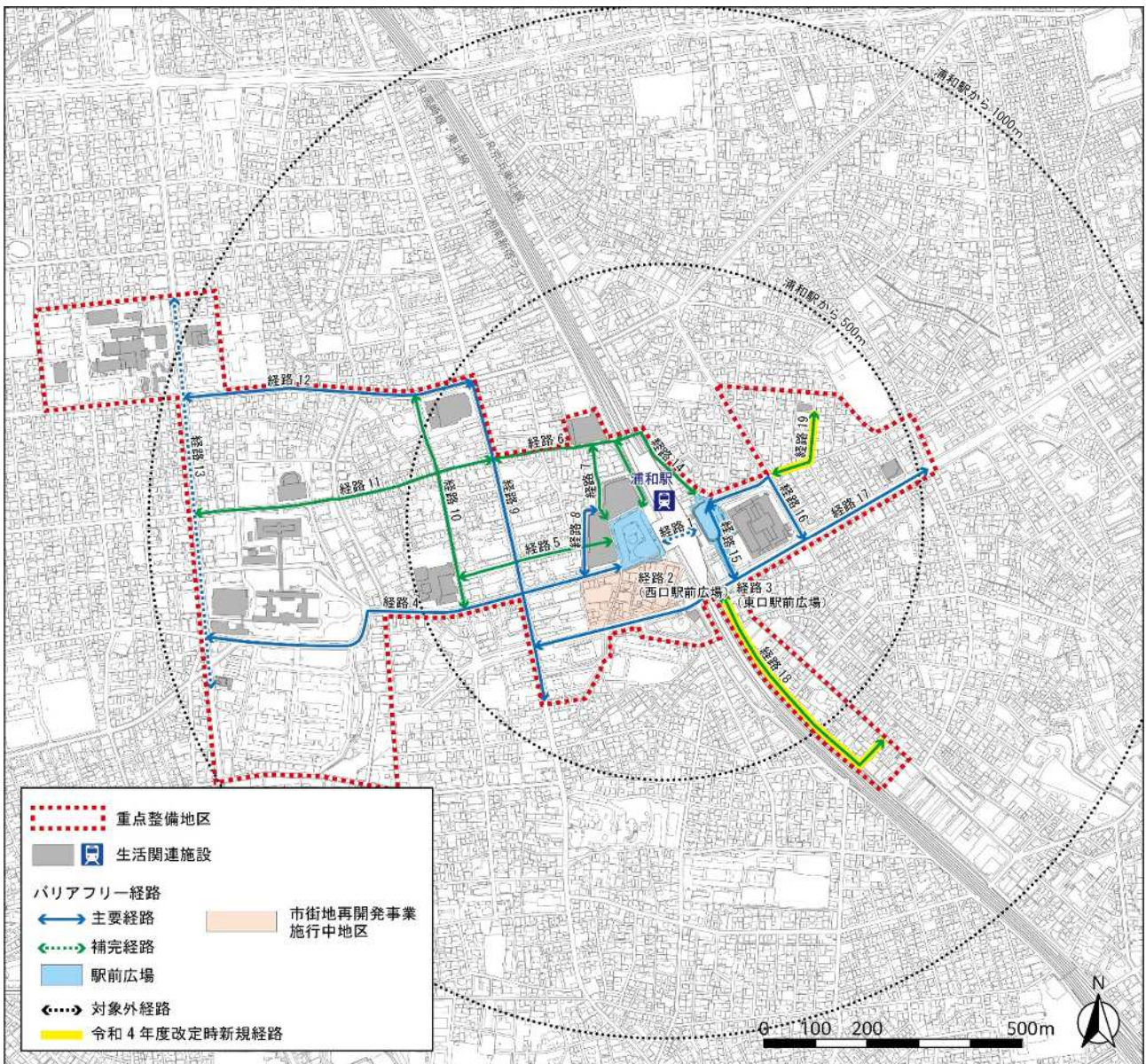


図 3-3 浦和地区におけるバリアフリー経路

浦和地区における道路特定事業の概要は、以下に示すとおりです。

表 3-6 浦和地区における道路特定事業の概要

経路番号	路線名称 【区間等】	経路種別		歩行空間の確保		歩道の全面改修			視覚障害者誘導用ブロックの新設	視覚障害者誘導用ブロックの改善	歩道の部分改修			駅前広場乗降場のバリアフリー化			その他の事業	事業実施時期	注記	
		主要経路	補完経路	歩行空間の創出	歩行空間の拡充	横断勾配の改善	舗装の改良	有効幅員の確保			横断歩道接続部の改修	車両乗入れ部の改修	バス停留所のバリアフリー化	バス乗降場	タクシー乗降場	障害者用停車施設				
1	自由通路	●																-	※1	
2	西口駅前広場	●				○			○	○	○			○	○				短期	
3	東口駅前広場	●																	整備済	
4	県庁通り(浦和西口停車場線)	●				○		○	○	○	○								長期	
5	さくら草通り	●																	整備済	
6	裏門通り①	●						○	○	○	○								長期	※2
7	伊勢丹西側通り	●							○	○									長期	
8	コルソ西側通り	●							○	○									長期	
9	中山道	●								○	○	○							長期	
10	玉蔵院通り	●							○										長期	
11	裏門通り②	●		○	○				○										長期	
12	市役所通り	●								○	○	○							長期	
13	国道17号	●																	-	※3
14	仲町地下道	●		○					○	○									長期	※4
15	東通り	●																	整備済	
16	浦和東口停車場線及び高砂仲町線	●																	整備済	
17	日の出通り(田島大牧線)	●								○									長期	
18	市道I-76・I-397・I-103号線	●		○	○					○									長期	
19	市道I-404・I-27号線	●				○													長期	

※1 公共交通特定事業により関係事業者が特定事業を実施
 ※2 有効幅員の確保は、電柱等の移設・撤去による
 ※3 国土交通省が道路特定事業を実施
 ※4 有効幅員の確保は、電線類地中化による

2. 4 さいたま新都心・北与野地区

さいたま新都心・北与野地区では、バリアフリー経路として、主要経路が11経路（うち、駅前広場4箇所）、補完経路が4経路、計15経路が位置づけられています。

このうち、国道17号（経路7）は、国土交通省が管理する経路であるため、本計画の対象となる経路は、主要経路10経路（うち、駅前広場4箇所）、補完経路4経路の計14経路になります。

表 3-7 さいたま新都心・北与野地区におけるバリアフリー経路の位置づけ

	主要経路 (うち駅前広場)	補完経路	合計
バリアフリー経路	11 経路 (4 箇所)	4 経路	15 経路
うち、本計画の対象経路	10 経路 (4 箇所)	4 経路	14 経路

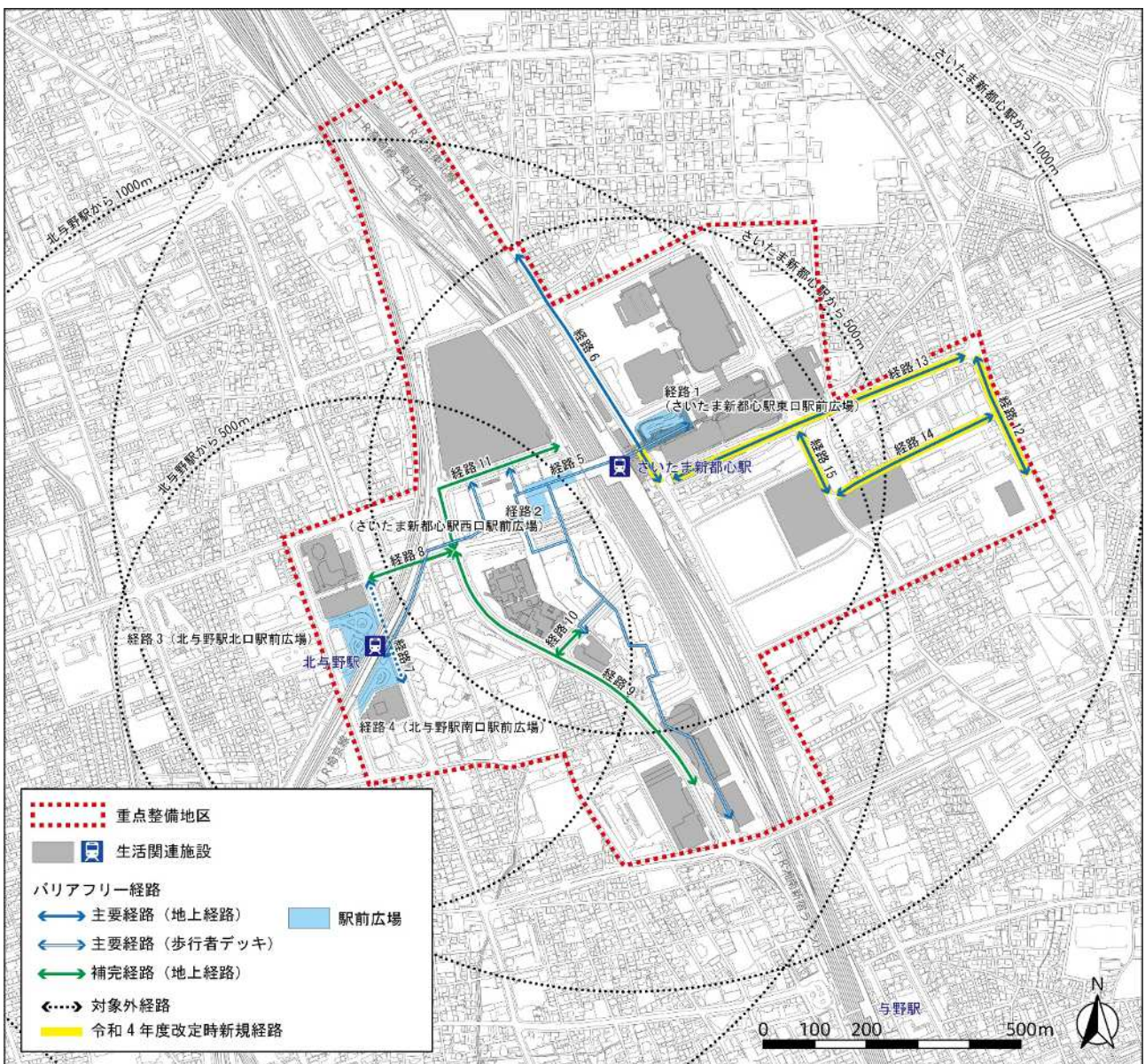


図 3-4 さいたま新都心・北与野地区におけるバリアフリー経路

さいたま新都心・北与野地区における道路特定事業の概要は、以下に示すとおりです。

表 3-8 さいたま新都心・北与野地区における道路特定事業の概要

経路番号	路線名称 【区間等】	経路種別		歩行空間の確保			歩道の全面改修			視覚障害者誘導用ブロックの新設	視覚障害者誘導用ブロックの改善	歩道の部分改修			駅前広場乗降場のバリアフリー化			その他の事業	事業実施時期	注記
		主要経路	補完経路	歩行空間の創出	歩行空間の拡充	横断勾配の改善	舗装の改良	有効幅員の確保	横断歩道接続部の改修			車両乗入れ部の改修	バス停留所のバリアフリー化	バス乗降場	タクシー乗降場	障害者用停車施設				
1	さいたま新都心東口駅前広場	●								○				○	○	○		長期		
2	さいたま新都心西口駅前広場	●								○				○		○		長期		
3	北与野駅北口駅前広場	●				○				○				○				長期		
4	北与野駅南口駅前広場	●																整備済		
5	さいたま新都心地区歩行者デッキ	●								○								長期		
6	県道164号線(旧中山道)	●							○	○	○	○						短期		
7	国道17号	●																—	※1	
8	東西大通り		●			○				○	○							長期		
9	西大通り		●			○				○	○							長期		
10	せせらぎ通り		●							○								長期		
11	西口駅前通り		●							○								長期		
12	主要地方道川口上尾線	●									○	○						長期		
13	市道20248号線他	●									○							長期		
14	市道20252号線	●																整備済		
15	市道20253号線	●										○						長期		

※1 国土交通省が道路特定事業を実施

2. 5 武蔵浦和地区

武蔵浦和地区では、バリアフリー経路として、主要経路が8経路（うち、駅前広場2箇所）、補完経路が3経路、計11経路が位置づけられています。

このうち、国道17号（経路8）は、国土交通省が管理する経路であるため、本計画の対象となる経路は、主要経路が7経路（うち、駅前広場2箇所）、補完経路が3経路の計10経路です。

表 3-9 武蔵浦和地区における道路特定事業の概要

	主要経路 (うち駅前広場)	補完経路	合計
バリアフリー経路	8経路 (2箇所)	3経路	11経路
うち、本計画の対象経路	7経路 (2箇所)	3経路	10経路

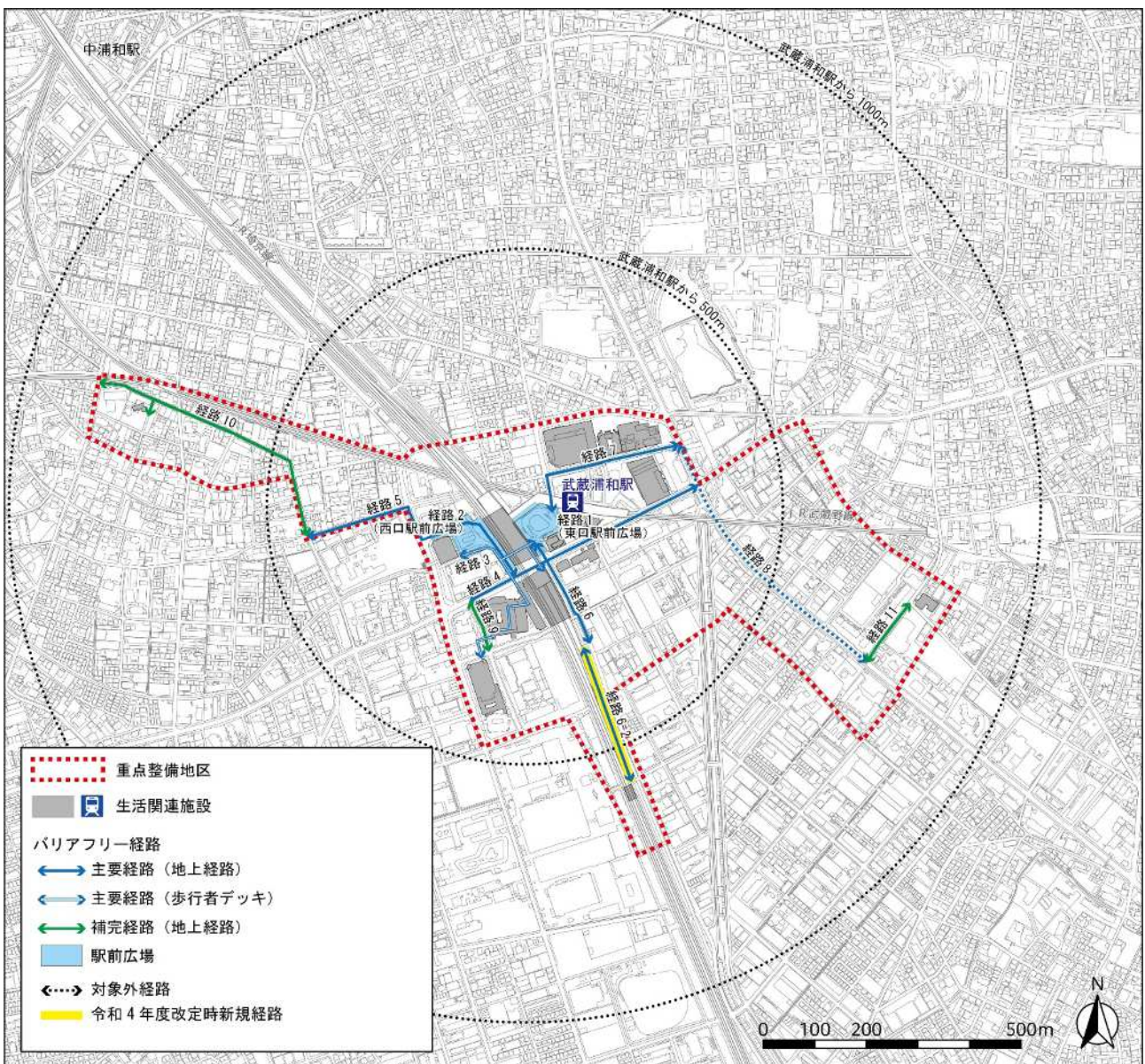


図 3-5 武蔵浦和地区におけるバリアフリー経路

武蔵浦和地区における道路特定事業の概要は、以下に示すとおりです。

表 3-10 武蔵浦和地区における道路特定事業の概要

経路番号	路線名称 【区間等】	経路種別		歩行空間の確保		歩道の全面改修			視覚障害者誘導用ブロックの新設	視覚障害者誘導用ブロックの改善	歩道の部分改修			駅前広場乗降場のバリアフリー化			その他の事業	事業実施時期	注記
		主要経路	補完経路	歩行空間の創出	歩行空間の拡充	横断勾配の改善	舗装の改良	有効幅員の確保			横断歩道接続部の改修	車両乗入れ部の改修	バス停留所のバリアフリー化	バス乗降場	タクシー乗降場	障害者用停車施設			
1	東口駅前広場	●							○				○	○	○			長期	
2	西口駅前広場	●							○				○	○	○			長期	
3	武蔵浦和地区歩行者デッキ	●							○									長期	
4	田島通り	●				○			○	○		○						長期	
5	駅西口～別所7丁目方面	●							○	○								長期	
6	埼京線ガード下、市道D-616号線	●				○			○	○								長期	
7	ミュージシティ前	●							○	○								短期	
8	国道17号	●																-	※1
9	田島通り～ナリアテラスガーデン		●						○									長期	
10	別所7～ 埼玉県身体障害者共同作業所		●	○			○		○			○						長期	
11	国道17号～秋葉病院		●			○			○									長期	

※1 国土交通省が道路特定事業を実施

2. 6 岩槻地区

岩槻地区では、バリアフリー経路として、主要経路が6経路（うち、駅前広場1箇所）、補完経路が3経路、計9経路が位置づけられています。なお、当該地区では、バリアフリー経路のすべてをさいたま市が管理しているため、経路のすべてが本計画の対象になります。

表 3-1 1 岩槻地区における道路特定事業の概要

	主要経路 (うち駅前広場)	補完経路	合計
バリアフリー経路	6 経路 (1 箇所)	3 経路	9 経路
うち、本計画の対象経路	6 経路 (1 箇所)	3 経路	9 経路

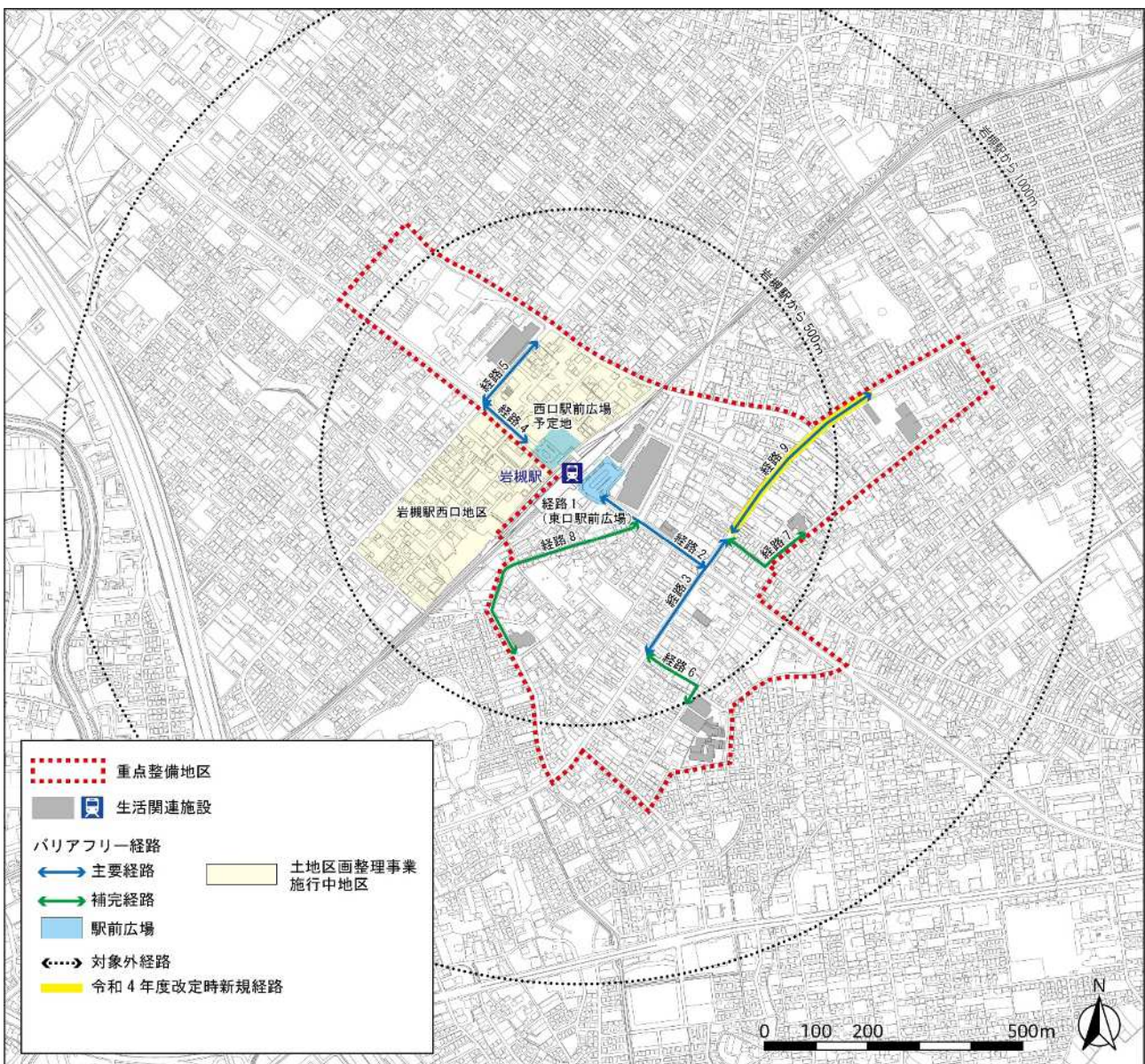


図 3-6 岩槻地区におけるバリアフリー経路

岩槻地区における道路特定事業の概要は、以下に示すとおりです。

表 3-1 2 岩槻地区における道路特定事業の概要

経路 番号	路線名称 【区間等】	経路 種別		歩行空間 の確保		歩道の 全面改修			視 覚 障 害 者 誘 導 用 ブ ロ ッ ク の 新 設	視 覚 障 害 者 誘 導 用 ブ ロ ッ ク の 改 善	歩道の 部分改修			駅前広場 乗降場の バリアフリー化			その 他 の 事 業	事業実施 時期	注記
		主要 経路	補完 経路	歩 行 空 間 の 創 出	歩 行 空 間 の 拡 充	横 断 勾 配 の 改 善	舗 装 の 改 良	有 効 幅 員 の 確 保			横 断 歩 道 接 続 部 の 改 修	車 両 乗 入 れ 部 の 改 修	バ ス 停 留 所 の バ リ ア フ リ ー 化	バ ス 乗 降 場	タ ク シ ー 乗 降 場	障 害 者 用 停 車 施 設			
1	東口駅前広場	●								○				○	○			短期	
2	駅前通り(県道岩槻停車場線)	●								○	○		○					長期	
3	市宿通り	●								○	○							長期	
4	西口駅前通り	●																整備済	
5	フェスタスクエア前	●																整備済	
6	市宿通り～丸山記念総合病院		●	○														長期	
7	栄町通り～裏小路		●	○														長期	
8	人形町通り		●			○			○		○	○						長期	
9	国道122号、 主要地方道さいたま春日部線	●								○	○	○	○					長期	

さいたま市

道路特定事業計画

令和5年3月 改定

発行:さいたま市

編集:さいたま市 建設局 土木部 道路環境課

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

TEL 048-829-1490/FAX 048-829-1988
